

## 学校法人千葉工業大学公的研究費運営・管理規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人千葉工業大学（以下「本学」という。）における公的研究費の運営・管理に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度等に基づく研究費をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する専任の職員をいう。

3 この規程において「研究代表者等」とは本学の研究者で、第1項に掲げる公的研究費に係る事業を1人で実施する者、研究組織の代表者及び他の研究機関の研究代表者から公的研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

**第3条** 研究者は交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書等に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(責任と権限)

**第4条** 本学の公的研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する権限を持つとともに最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、学部・研究所等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、学長補佐（コンプライアンス担当）をもって充てる。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

(1) 学部・研究所等における公的研究費の運営・管理が適正に行われるよう対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告する。

(2) 不正使用の防止を図るため、研究者に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

6 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(職名の公開)

**第4条の2** 第4条第1項の各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(事務管理部門)

**第5条** 公的研究費の事務管理については研究支援部及び財務部が関係部署の協力をもとに行う。

2 研究支援部は、公的研究費の執行管理を行い、その事務処理については産官学融合課を充て、あわせて研究者からの相談窓口とする。

3 財務部は、公的研究費の経理に関する業務を行う。

(公募の申請)

**第6条** 公募に関係する書類を公募先に提出する場合には、研究代表者等は産官学融合課に届出るものとする。

(間接経費の大学への譲渡)

**第7条** 研究代表者等は、配分を受けた間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 間接経費の経理事務は、財務部が行う。

(公的研究費により取得した機器備品の寄贈手続)

**第8条** 研究代表者等は、機器備品の取得に際し、本学に寄贈を行うこととされているものにあつては、「教育研究用機器備品購入計画書兼寄贈届」により手続きを行わなければならない。

(機器備品の管理・使用責任)

**第9条** 研究代表者等は、研究実施に当たり、機器備品等の管理及び使用責任者として責務を果たすものとする。

2 研究代表者等は、公的研究費で購入した機器備品に起因する事故があつた場合には、その旨を統括管理責任者に報告しなければならない。

(適正な執行管理)

**第10条** 事務管理部門の責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入、納品検収及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定める規定に従い適正に執行するものとする。

(不正防止及び不正防止計画)

**第11条** 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正が発生する要因を把握し、不正防止に努めるとともに具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

(公的研究費の不正行為に係る調査委員会の設置)

**第12条** 最高管理責任者は、本学に所属する研究者等の公的研究費の不正行為に係る情報を得たときは、「学校法人千葉工業大学研究者倫理委員会規程」第1条で定める研究者倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)による事実確認を踏まえたのち、統括管理責任者と協議し、学外の委員(弁護士、公認会計士等)を含む調査委員会を設置する。

2 最高管理責任者は、調査委員会の委員長及び学外の委員を選任する。

3 調査委員会委員長は、学外の委員を除く調査委員会の委員を倫理委員会の中から指名する。ただし、当該調査に直接の利害関係を有すると判断される者は、調査委員会の委員に加えないものとする。

4 調査委員会委員長は、調査委員会の構成員及び調査計画について最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。

5 調査委員会委員長は、調査計画について調査対象者及び調査対象者の所属長に通知するものとする。

(調査委員会による調査)

**第13条** 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を行い、倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から1カ月以内に中間報告を行い、遅くとも3カ月以内に最終報告を行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最終報告の期限を原則1カ月を越えない範囲で延期することができる。

2 調査委員会は、調査対象者、調査対象者が所属する部署及びその関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者、部署及びその関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他必要な措置を要請することができる。

4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教育職員等による教育研究活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないように十分配慮しなければならない。

5 調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。

6 調査委員会において少数意見があったときは、第1項の中間報告及び最終報告にその少数意見を付記するものとする。

(調査対象者の不服申立て)

**第14条** 倫理委員会は、前条第1項の中間報告及び最終報告を受けた時は、その内容を書面により速やかに調査対象者に通知するものとする。

2 調査対象者は、前項の規定により通知を受けた報告の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により倫理委員会に不服申立てを行うことができる。

3 前項の不服申立てを受けた倫理委員会は、当該不服申立ての内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するものとする。

4 倫理委員会は、再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、書面により調査対象者に通知するものとする。

5 倫理委員会が再調査を実施する必要があると決定したときは、調査委員会は速やかに再調査を実施し、その結果を委員会に報告するものとする。この場合において、倫理委員会が必要と認めるときは、調査委員会の委員の一部を変更することができる。

6 倫理委員会は、前項の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を、書面により速やかに調査対象者に通知するものとする。

(調査結果の報告等)

**第15条** 倫理委員会は、第13条及び第14条の調査の結果を速やかに理事長、学長及び調査対象者の所属長に報告するものとする。

2 調査委員会は、倫理委員会が前項の報告をしたときをもって解散する。

3 本学は、必要に応じて、調査の結果を関係行政機関に報告し、公表するものとする。

(調査対象者への配慮)

**第16条** 倫理委員会及び調査委員会は、この規程に基づく権限を行使するときは、調査対象者及び調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害してはならない。

2 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論又は弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することはできない。

3 倫理委員会は、調査対象者に不正行為があったと認められなかった場合は、必要に応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置及び調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、理事長に意見を具申するものとする。

(守秘義務)

**第17条** 倫理委員会及び調査委員会の委員は、当該業務に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。その任務を退いた後も、同様とする。

(公的研究費不正調査に伴う研究費の使用停止)

**第18条** 最高管理責任者は、公的研究費に係る調査を行うことを決定した場合には、調査委員会から調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象者の公的研究費に係る研究費の使用の停止等、適切な措置をとることができる。

(使用停止の解除)

**第19条** 理事長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、本調査に際してとった研究費使用の停止等の措置を解除する。

(懲戒)

**第20条** 公的研究費に関し不正な行為を行った者に対しては、学校法人千葉工業大学職員就業規則の懲戒の規定を準用し懲戒する。

(取引停止)

**第21条** 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対して、「文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に従って当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を講ずる。

(内部監査)

**第22条** 公的研究費の適正な運営・管理のために、監査室は学校法人千葉工業大学内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

(通報窓口の設置)

**第22条の2** 公的研究費の不正に関する通報に対応するため、通報窓口を学内と学外に設置する。

2 学内窓口は監査室とし、学外窓口は外部の専門機関に委託できるものとする。

3 外部専門機関は、不正に関する通報を受け付けた時、その内容を監査室へ報告しなければならない。

4 監査室は不正に関する通報を直接受け付けた時又は外部専門機関から報告を受けた時、速やかに研究支援部に連絡するものとする。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

**附則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成22年5月28日から施行する。

**附則**

この規程は、平成26年7月23日から施行する。

**附則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成27年7月23日から施行する。